

豊中市在宅医療連携会議設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な在宅医療提供体制を推進するため、第8次大阪府医療計画に基づく「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下、「連携の拠点」という。）」、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関（以下、「積極的医療機関」という。）」及び在宅医グループが、意見交換等を行い連携強化することを目的として、豊中市在宅医療連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 在宅医療の提供体制を推進するための取組みに関する事
- (2) その他、議長または副議長が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 連携会議の委員は、別表に掲げる機関より選任された者をもって充てる。

- 2 議長は豊中市健康医療部長、副議長は豊中市医師会長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議は、議長が招集する。

- 2 連携会議の進行は、議長が行う。
- 3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。

(検討部会)

第5条 議長が、第2条に掲げる事項について、重点的に取り組む必要があると認めるときは、連携会議に「検討部会」を置くことができる。

- 2 検討部会の部会長は、議長が指名する。

(謝礼金)

第6条 構成員の謝礼金の額は、日額5,000円（交通費込み）とする。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、豊中市健康医療部医療支援課が行う。検討部会の庶務は、豊中市医師会事務局が行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長と副議長が協議して定める。

別表

連携の拠点	豊中市 豊中市医師会
積極的医療機関	千里山病院 豊中平成病院 平成記念病院 あお在宅・往診クリニック 天神クリニック はくとホームケアクリニック ふじわら医院
在宅医グループ	つじクリニック 三木外科内科 藤田医院 中村クリニック
	大瀬戸内科 かとう在宅整形クリニック 井上内科クリニック ホームクリニック CELAVI

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。